

議第 28 号

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例（平成30年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開館時間) 第8条 施設の開館時間は、 <u>9時</u> から22時までとする。ただし、 <u>月曜日</u> から金曜日までの <u>16時30分</u> 以降及び土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館する。	(開館時間) 第8条 施設の開館時間は、 <u>9時30分</u> から22時までとする。ただし、 <u>火曜日</u> から金曜日までの <u>16時</u> 以降及び土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館する。
2 (略)	2 (略)
(休館日) 第9条 施設の休館日は次のとおりにする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	(休館日) 第9条 施設の休館日は次のとおりにする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。  (1) <u>月曜日</u> (2)・(3) (略)
別表（第14条関係）	別表（第14条関係）

### 1 基本利用料

区分 時間 利用場所	午 前	午 後	<u>1 日 利 用</u>	1 月 利 用	予 約 時 間 帶
	9 時 00 分 か	13 時 00 分 か	<u>予 約 時 間 帶</u>	予 約 時 間 帶	1 時 間

### 1 基本利用料

区分 時間 利用場所	午前	午後	1月 利 用	予 約 時 間 帶
	9時 30分 から 12時 30分	13時 00分 から 16時 00分	予 約 時 間 帶は 除く	1時 間

改 正 後							改 正 前				
	ら 12 時 30 分	ら <u>16</u> <u>時</u> <u>30</u> <u>分</u>	は 除 <u>く</u>	は 除 く							
1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く				22,000円	2,200円		1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く	1,100円	1,100円	22,000円	2,200円
<u>1階コワーキングスペース</u> <u>貸切り</u> <u>※15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を除く</u>		8,800円	8,800円	11,000円							
1階エントラントロビー(起業、創業試行販売として利用)	2,200円	2,200円			2,200円		1階エントラントロビー(起業、創業試行販売として利用)	2,200円	2,200円	2,200円	0円
1階キッチン(起業、創業試行販売として利用)	1,100円	1,100円			1,100円		1階キッチン(起業、創業試行販売として利用)	1,100円	1,100円	1,100円	0円

改 正 後					改 正 前												
て利用)					て利用)												
全館貸切り (1日につ き)				17, 600 円	全館貸切り (1日につ き)				17, 6 00円								
1階販売スペ ース 1区画につき			5, 5 00 円		1階販売スペ ース 1区画につき			5, 50 0円									
附属設備及び 備品等	規則で定める。				附属設備及び 備品等	規則で定める。											
<p>※予約時間帯は、<u>月曜日</u>から金曜日までの<u>16時30分</u>以降並びに土曜日及び日曜日</p> <p>※1月利用は連続する30日間（休館日を含む）</p>																	
<p>2 加算利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合</td><td>利用料の50パーセン ト</td></tr> <tr> <td>起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など</td><td>市内の利用者 利用 料の<u>100パーセント</u></td></tr> <tr> <td>営利を目的として利 用する場合</td><td>市外の利用者 利用 料の<u>200パーセント</u></td></tr> </tbody> </table>										区分	割合	下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合	利用料の50パーセン ト	起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用 料の <u>100パーセント</u>	営利を目的として利 用する場合	市外の利用者 利用 料の <u>200パーセント</u>
区分	割合																
下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合	利用料の50パーセン ト																
起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用 料の <u>100パーセント</u>																
営利を目的として利 用する場合	市外の利用者 利用 料の <u>200パーセント</u>																
<p>2 加算利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合</td><td>利用料の50パーセン ト</td></tr> <tr> <td>起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など</td><td>市内の利用者 利用 料の<u>2倍</u></td></tr> <tr> <td>営利を目的として利 用する場合</td><td>市外の利用者 利用 料の<u>3倍</u></td></tr> </tbody> </table>										区分	割合	下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合	利用料の50パーセン ト	起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用 料の <u>2倍</u>	営利を目的として利 用する場合	市外の利用者 利用 料の <u>3倍</u>
区分	割合																
下呂市民及び下呂市 内の団体・企業以外 の者が利用する場合	利用料の50パーセン ト																
起業支援以外で物品 販売や商業宣伝など	市内の利用者 利用 料の <u>2倍</u>																
営利を目的として利 用する場合	市外の利用者 利用 料の <u>3倍</u>																

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の規定による改正後の別表の規定は、施行日以降の利用に関する利用料で施行日以降に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の利用に対する利用料及び施行日以降の利用に対する利用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 通常の開館時間帯について、「9時30分から16時00分まで」を「9時00分から16時30分まで」に変更します。

(第8条関係)

(2) 月曜日を休館日とする規定を削ります。

(第9条関係)

(3) 利用者のニーズに合わせ、利用区分及び利用料を見直し、また加算利用料の割合について表記を揃えます。

(別表関係)

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(5) この条例の規定による改正後の別表の規定は、施行日以降の利用に関する利用料で施行日以降に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の利用に対する利用料及び施行日以降の利用に対する利用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)